

電波監理審議会（第947回）議事要旨

1 日 時

平成21年11月26日（木）17：30～

2 場 所

総務省会議室（10階共用10階会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長代理）、小館 香椎子、松崎 陽子、山田 攝子

(2) 電波監理審議会審理官

伊丹 俊八

(3) 幹事

中村 伸之（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則、無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について（21.9.9諮問第32号及び第33号）

船舶自動識別装置の技術を利用した搜索救助用位置指示送信装置の導入に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第465回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

（付議第6号及び第7号）

平成21年11月26日付けで付議された、総務大臣が行った平成21年総務省告示第483号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係るアマチュア無線家ら103名及びアマチュア無線家3名による異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として伊丹俊八をそれぞれ指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成21年10月13日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分1件の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

異議申立ての年月日は、平成21年10月20日及び同月27日である。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の異議申立資格、代表者等の資格証明及び異議申立書の記載事項の一部を除き「適」としている。異議申立人の異議申立適格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため審査留保とし、また、代表者等の資格証明及び異議申立書の記載事項の一部については、不備部分について補正を求めているが、補正後の文書がまだ提出されていないため、審査留保としている。

しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

**(3) KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属特定無線局所属の包括免許について
(諮問第40号)**

本件は、諮問第41号と関連する事案であったため、諮問第41号と一括して総務省の説明があった。

**(4) ソフトバンクモバイル株式会社所属特定無線局所属の包括免許について
(諮問第41号)**

本件は、諮問第40号と関連する事案であったため、諮問第40号と一括して総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属特定無線局として、800MHz帯の周波数の電波を使用する携帯無線通信用小電力レピータの並びにソフトバンクモバイル株式会社所属特定無線局である1.5GHz帯及び2GHz帯の周波数の電波を使用する携帯電話に係る包括免許の申請があったものである。

申請内容について、電波法第27条の4の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、という審査項目についてそれぞれの申請内容を審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、それぞれ免

許を与えることについて諮問を行うものである。

(文責：電波監理審議会事務局)